

氏 名	宇 都 宮 静 男 う つの みや しず お
学位の種類	法 学 博 士
学位記番号	論 法 博 第 34 号
学位授与の日付	昭 和 49 年 5 月 23 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 5 条 第 2 項 該 当
学位論文題目	アメリカ大統領制度論 —その由来と本質—

論文調査委員 (主査) 教授 須貝脩一 教授 杉村敏正 教授 阿部照哉

論 文 内 容 の 要 旨

まず主論文「アメリカ大統領制度論」において「序論」でこの研究の要点が、(1)大統領制の意義、(2)その由来、(3)その本質にあるとされ、第1章は「アメリカ大統領制の意義」と題して(1)の問題を論じソ連などの独裁制と対照させた民主制の中の政治形体を行政府の議会に対する関係いかんによって議院内閣制と非議院内閣制とに分け、後者を大統領制とする通常分類を不正確とし、まずティエールやマクマオンは議会の信任にもとづく行政府の首長ではあったが議院内閣制をとるものではなかったから右の分類の一方の項目は議会的行政府とすべく、また非議院内閣制の分類項目についても旧ドイツ帝国および旧日本帝国は大統領をもたない大統領制であり、アメリカ合衆国は大統領を有する大統領制であるところワイマール憲法下のドイツ共和国は大統領を有する議院内閣制であって、大統領制必ずしも大統領をもつことを要せず大統領をもつ国家必ずしも大統領制であることを要しないから、結局のところ、大統領制は非議会的行政府といった方が正確であるとする。(2)の問題については「第2章イギリス植民地時代の政治制度、第3章アメリカ革命期の政治学説と邦憲法、第4章統一憲法としての連合規約、第5章アメリカ合衆国憲法の制定」の各章があり、それぞれ行政府独裁、邦議会独裁、 kongress独裁、合衆国大統領独裁の段階としてとらえ行政府独裁の反動として議会的独裁がこれに続き最後に政府と議会との調和した議会政治形体が出現するというグーチ法則をこれにあてはめ、第1周期の第3段階たる議会政治段階は未出現のまま戦争となり連合規約時代にはいったが、連合規約会議の独裁が不安定でその反動として大統領制が生じたからグーチ法則が全米国的規模の第2周期についても一部実現されているとしたし独裁といっても国民に対し責任を負う立憲的独裁というべく「不純正」であって正確に言えばグーチ法則にしたがっていないが、それが大体においては妥当するといえる、としている。(3)の問題については「第6章合衆国大統領の地位、第7章行政府首長としての大統領、第8章大統領の行政幕僚と予算局、第9章内閣の長としての大統領、第10章主たる立法者としての大統領、第11章大統領権力に対する制限、第12章政治的行政府としての大統領、第13章国家の危機における大統領制、第14章結びの言葉」の各章があてられ国家の元首たる憲法

的行政政府および政党の首長たる政治的行政政府という二重の地位をもつ大統領がいかにして議会と政府との対立を克服し調和しようとしているかを詳論し、これを大統領制の対立物である議院内閣制への接近現象としてとらえ、グーチ法則の第2段階が第3段階へ向う過程にあるものとする。

次に参考論文は「フランスにおける議院内閣制度の成立」と題しフランス1789年から1940年にいたるめまぐるしいばかりの憲法上の変せん過程を第1周期（1789—1848）と第2周期（1848—1940）に分けそこに議会独裁・行政政府独裁・議会政治という進展のパターンがちょうど2回規則的に繰返されていることを詳論している。

この法則をグーチ教授がオーリウにしたがって提唱したものであるから、グーチ法則と名づくべきで、この副論文（時間的にはこのほうが先行）からヒントを得て主論文が書かれたものであり、主・副両論文は互に連携して一環をなしている。

論文審査の結果の要旨

最近ニクソン大統領のもとにおいて大統領制は時世の脚光を浴び権威的な研究書が続出しつつある。宇都宮氏のこの研究はそれ以前に書かれたもので厳密に言えばアップツデーのものとはいえない。しかし同氏の研究はウォーターゲート事件よりはるかに以前に完成したもので審査が1年を要したというにすぎないからこれをもってこの研究の瑕疵とすることはできない。そればかりでなくこの研究は前後8年にわたりアメリカン・ガバメントに関する多くのテキストならびに歴史書を渉猟して詳細にわたる網羅的な叙述を行ないかつこれを貫ぬくの一本の糸をもってして総合統一的な結論を出しており、実に今日の大統領制の問題が生ずる前に先き廻り的にこの重要な問題を独自の見地から論じたものといえる。副論文にいたっては主論文のモチーフ発見の端初となったフランス憲法史の研究であってこれまた主論文とともにわが国には類似の研究が少ない問題に関するものである。

よって、本論文は法学博士の学位論文として価値あるものと認める。